

陸上自衛隊達第21-22号

即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第1号）の規定に基づき、即応予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達を次のように定める。

平成10年3月25日

陸上幕僚長 陸将 藤縄 祐爾

即応予備自衛官の任免等細部取扱いに関する達

改正	平成10年12月25日達第21-22-1号	平成12年3月27日達第122-157号
	平成16年3月29日達第122-191号	平成16年11月1日達第122-193号
	平成18年3月27日達第122-205号	平成18年7月26日達第122-211号
	平成21年2月3日達第122-230号	平成23年3月31日達第122-248号
	平成28年3月25日達第122-277号	平成29年3月24日達第122-282号
	平成29年5月26日達第122-287号	平成30年3月27日達第122-293号
	平成30年10月24日達第122-295号	平成31年4月1日達第21-22-2号
	平成31年4月19日達第122-302号	令和元年6月27日達第122-303号
	令和2年1月9日達第122-305号	令和3年3月15日達第122-315号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 任免等（第3条-第16条）

第3章 服務等（第17条-第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、即応予備自衛官の任免、服務等に関し、必要な細部事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訓令 即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第1号）をいう。

(2) 担当地方協力本部長 即応予備自衛官を志願する者及び即応予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部長をいう。

(3) 訓練実施部隊等の長 訓練招集中の即応予備自衛官の訓練を担当する部隊等の長をいう。

(4) 「中隊長等」とは、次に掲げる者とする。

ア 中隊長

イ 編制上隸下に単位部隊をもたない部隊の長

ウ 臨時に編組された中隊に準ずる部隊の長

第2章 任免等

(任用基準数)

第3条 即応予備自衛官の任用基準数及び継続任用基準数は、毎年度当初又は必要に応じ、その都度示す。

(志願案内書等の作成)

第4条 即応予備自衛官志願案内書、即応予備自衛官志願票用紙、継続任用志願票用紙及び宣誓書用紙は、陸上幕僚監部で作成し、方面総監部に送付するものとする。

2 方面総監は、警備区域内に所在する部隊等の長に対しては、自衛官退職時又は予備自衛官退職時に即応予備自衛官を志願する者のために前項の志願案内書及び志願票用紙を、指定部隊の長に対しては、継続任用志願票用紙をあらかじめ送付しておくものとする。

(継続任用志願案内)

第5条 指定部隊の長は、継続任用を適当とする即応予備自衛官に対し、任用期間満了のおおむね3箇月前に、継続任用志願票用紙を送付して志願案内を行うものとする。

(志願受付及び志願票の処理等)

第6条 自衛官退職時に即応予備自衛官を志願する者の志願手続は、該当者が離隊する前に完了させるものとする。

2 前項の場合において、志願者が任期満了退職予定者である場合には、部隊等の長は、当該志願者の任用期間満了日の努めて4箇月前までに志願票を提出させるよう努めるものとする。

3 訓令第3条第4項及び第5項の規定に基づき担当地方協力本部長又は部隊等の長が、方面総監に対し即応予備自衛官志願票及び自衛官離職者身上書又は予備自衛官離職者身上書を送付する場合には、当該即応予備自衛官志願者の写真1枚(陸上自衛官身分証明書に使用する規格に同じ。)を添付するものとする。

4 訓令第4条第3項の規定に基づき、訓練実施部隊等の長が継続任用志願票を指定部隊の長に送付する場合には、その都度実施するものとする。

5 方面総監は、幹部即応予備自衛官に係る即応予備自衛官志願票及び自衛官離職者身上書又は予備自衛官離職者身上書の送付を受けたときは、防衛省人事・給与情報システム(以下「人給システム」という。)上の即応予備自衛官の部隊等指定上申書を作成して添え、その都度陸上幕僚長(以下「幕僚長」という。)に送付するものとする。

6 指定部隊の長は、幹部即応予備自衛官に係る継続任用志願票を受理したときは、当該志願票及び即応予備自衛官継続任用志願者名簿(別紙第1)を、任期満了退職の申出を受けたときは任期満了退職者名簿(別紙第2)を任用期間満了の50日前までにそれぞれ順序を経て幕僚長に提出するものとする。

(人教定第10号)

(健康診断及びその手続等)

第7条 部隊等の長は、即応予備自衛官志願者から健康診断について要請があった場合は、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長にその実施を依頼するものとする。

2 前項の健康診断は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36-6号）第5条の規定に基づき行うものとする。ただし、3箇月以内の時期に実施した健康診断の該当検診項目等については省略することができる。

3 幕僚長又は方面総監は、即応予備自衛官志願者が身体状況に関する医師の証明書を提出した場合、当該証明が必要とする検査項目を含み、かつ、検査が3箇月以内の時期に行われたものであると認めたときは、当該証明書をもって選考の資料とすることができる。

4 即応予備自衛官継続任用志願者に対する健康診断は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36-6号）第5条の規定に基づき行うものとする。

（選考資料）

第8条 訓令第6条に規定する即応予備自衛官の採用のための選考の場合において、即応予備自衛官志願票、自衛官離職者身上書又は予備自衛官離職者身上書その他人事記録等から必要とする資料が取得できないときは、その者が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長又は予備自衛官を退職する直前の担当地方協力本部長から必要とする事項についての証明を求め、選考のための資料とすることができる。

（任用の基準）

第9条 即応予備自衛官は、訓令第7条の基準に該当しない者のうち、次の各号の一に該当する者から採用する。

- (1) 陸上自衛官退職後1年未満の者
- (2) 陸上自衛官退職後に陸上自衛隊の予備自衛官に採用されている者で、退職に際し志願する者
- (3) 海上自衛官又は航空自衛官退職後に陸上自衛隊の予備自衛官に採用されている者のうち、特技職明細書に関する達（陸上自衛隊達第50-2号）に規定する特技職の職務及び責任を遂行するために必要な知識、技能等を有している者で、退職に際し志願する者
- (4) 予備自衛官補から陸上自衛隊の予備自衛官に採用されている者のうち、次に示す陸幕長が指定する特技を保有する者で、退職に際し志願する者

特技職	基本軽火器（11101）
	基本迫撃砲（11201）

2 訓令第7条第6号に規定する自衛官であったときの人事評価又はその他の能力の実証に基づく勤務成績が不良であった者とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 自衛官であったとき、勤務に著しく積極性を欠いた者及び規律違反の常習があった者
- (2) 能力が著しく劣等な者

（勤務の指定）

第10条 指定部隊の各級部隊長は、当該部隊を指定された即応予備自衛官に対し、自衛官に対する配置指定の要領に準じて当該部隊の編制上の職務を指定するものとする。

(職種)の指定)

第11条 訓令第8条の規定に基づく即応予備自衛官の職種の指定は、幹部即応予備自衛官にあつては幕僚長、准尉以下の即応予備自衛官にあつては方面総監が実施するものとし、当該即応予備自衛官について自衛官を退職するときに指定されていた職種を指定するものとする。ただし、当該即応予備自衛官が予備自衛官補から陸上自衛隊の予備自衛官に採用された者であった場合は、予備自衛官を退職するときに指定されていた職種を指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、幕僚長又は方面総監は、即応予備自衛官に対する部隊指定上必要と認める場合は、自衛官を退職するときに指定されていた職種以外の職種を、当該即応予備自衛官が海上自衛官又は航空自衛官の退職者であった場合は在職間における職域に相当する職種を指定することができる。

(特技)の指定)

第12条 前条第1項の規定は、訓令第8条の規定に基づく即応予備自衛官の特技区分の指定に準用する。ただし、前条第2項の規定により自衛官を退職するときに指定されていた職種以外の職種を指定する場合及び当該即応予備自衛官が海上自衛官又は航空自衛官の退職者であった場合には、特技を指定しないことができる。

2 即応予備自衛官採用後現に指定されている特技（前項ただし書の規定により特技を指定されていない場合を含む。）以外の資格要件を保有するに至った場合には、陸上自衛官の特技に関する達（陸上自衛隊達第32-16号）別表第3に掲げる部隊等の長が、該当する特技を指定するものとする。

3 災害招集においては、即応予備自衛官が施設機械操作に係る国家資格を保有し、次の各号に該当する場合、前2項によることなく、災害招集終了までの間、陸上自衛隊の施設機械を操作できるものとする。

(1) 施設機械操作に関連する業務に1年以上従事

(2) 中隊長等が職務上必要であると認めること

(3) 普通科連隊長又は施設科部隊長（施設群長、施設大隊長、施設隊長、施設器材隊長、施設教導隊長及び教育支援施設隊長）が別に示すところにより、施設機械の操作技能を認めた場合

(採用通知等)

第13条 即応予備自衛官に対する採用、継続任用、昇進、退職及び免職の通知、階級・部隊・職務・職種・特技の指定通知並びに宣誓書用紙の交付は、指定部隊の長が行うものとする。

2 指定部隊の長は、前項の採用通知等の交付を即応予備自衛官の現住所の最寄りの部隊等の長又は当該即応予備自衛官が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長と協議の上、当該部隊等の長に依頼することができる。

3 方面総監は、即応予備自衛官を採用したときは、「即応予備自衛官の採用について（通知）」（別紙第3。以下「採用通知書」という。）を当該即応

予備自衛官が自衛官を退職する直前に勤務していた部隊等の長又は予備自衛官を退職する直前の担当地方協力本部長に2部送付するものとする。

- 4 前項の採用通知書を受けた部隊等の長又は担当地方協力本部長は、当該通知書の備考欄に必要事項を記入の上速やかに中央業務支援隊長にその写し1部を送付するものとする。

(昇進)

第14条 幕僚長は、毎年1月末日までに、翌年度における昇進に関し、訓令第10条の規定に基づき必要な事項を指示する。

(退職時の処置)

第15条 退職(任期満了による退職を除く。)を希望する即応予備自衛官は、氏名、指定階級、指定部隊、生年月日、現住所及び退職理由を記載した書面に押印して指定部隊の長に申し出るものとする。

- 2 指定部隊の長は、前項の書面を順序を経て当該即応予備自衛官の任免権者に送付するものとする。
- 3 指定部隊の長は、予備自衛官を志願することなく退職する即応予備自衛官については、退職後の連絡先申出書(別紙第4)の提出を求めるとともに、人給システム上の即応予備自衛官離職者身上書を作成し、1箇月以内に退職後の居住先の属する市区町村を担当する地方協力本部長に送付するものとする。

(免職の基準)

第16条 訓令第12条第1号に規定する人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績がよくないときとは、訓練招集時の勤務に著しく積極性を欠く場合及び規律違反の常習があるときとする。

- 2 訓令第12条第2号に規定する心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないときとは、即応予備自衛官の任免を行う者が、その指定する医師の診断に基づき、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認定したときとする。
- 3 訓令第12条第5号、第6号及び第8号に該当し即応予備自衛官を免職することができる場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。
 - (1) 真にやむを得ない事由がなく災害等招集に応じなかったとき、正当な事由がなく、かつ、無届で1年を通じ2回以上訓練招集に応じなかったとき及び3箇月以上所在不明であるとき。
 - (2) 重大な規律違反、悪質な刑事事犯及びその他自衛隊に著しく不利を与える事犯に関係したとき。
 - (3) 訓練招集中において自衛隊法第61条第1項に規定する政治的行為を行った場合で、その行為が悪質であると認めるとき。

第3章 服務等

(外出)

第17条 訓練招集中の即応予備自衛官の外出は、陸曹及び陸士にあっては営舎内に居住する自衛官の例による。ただし、特別外出は訓練実施部隊等の長が事情真にやむを得ないと認める場合のほかは許可しないものとする。

(訓練招集中の事故等)

第18条 訓練実施部隊等の長は、訓練招集中に負傷若しくは発病した即応予備自衛官を自衛隊の病院又は部外の病院に収容して診療を受けさせる場合には、当該即応予備自衛官の指定部隊の長に速やかにこの旨通報するものとし、入院した即応予備自衛官の身上に関しては、常に病院長（部外の病院等の長を含む。）及び当該即応予備自衛官の招集連絡人と密接に連携しなければならない。

2 訓練招集中の即応予備自衛官が危篤に陥り、又は死亡したときは、自衛官の例により処理するものとする。この場合において訓練実施部隊等の長は、危篤の通報及び死亡報告書の提出並びに遺族等への通報を行うほか、当該即応予備自衛官の指定部隊の長と協議して即応予備自衛官の死亡に伴う措置を行うものとする。

（訓練招集中の人事評価等）

第19条 訓練招集中の人事評価は、訓令第9条の規定に基づき行うものとし、人給システム上の人事評価評定書を使用するものとする。

2 訓練実施部隊等の長は、人給システム上の人事評価記録書を作成し、訓練招集終了後速やかに指定部隊の長に送付するものとする。

3 指定部隊の長は、即応予備自衛官に対する部隊の指定替えが行われた場合は、人事評価記録通報書（別紙第5）を作成し、人事記録等の関係書類とともに新指定部隊の長に送付するものとする。

第19条の2 指定部隊の長は、訓令第9条の4第1項に基づき、指導及び助言を行うものとする。

2 訓令第9条の4第2項に基づく苦情対応者は、担当地方協力本部長とする。

3 訓令第9条の4第3項に定める苦情相談員の指定並びに苦情処理窓口及び審理機関の設置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 苦情相談員

担当地方協力本部の援護課予備自衛官班又は予備自衛官課担当

(2) 苦情相談窓口

担当地方協力本部長が指名する者

(3) 審理機関（決裁権者）

担当地方協力本部長が指名する者

（訓練招集中の身上把握等）

第20条 訓練実施部隊等の長は、訓練招集中において即応予備自衛官の身上把握等を行う場合には、指定部隊の長と協議して実施するものとする。

附 則

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成10年12月25日陸上自衛隊達第21-22-1号）

この達は、平成10年12月25日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122-157号抄）

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第122-191号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日陸上自衛隊達第122-193号）

この達は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第122-205号）

- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年3月31日陸上自衛隊達第122-248号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日陸上自衛隊達第122-277号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日陸上自衛隊達第122-282号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成29年5月26日陸上自衛隊達第122-287号）

- 1 この達は、平成29年5月30日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、当分の間、訓令による改正後の即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第10条第1項第1号アに規定する直近の連続した2回の人事評価の全体評語、同項第2号アに規定する直近の人事評価の全体評語又は同条第3項に規定する直近の人事評価の全体評語がない即応予備自衛官の昇進については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122-293号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年10月24日陸上自衛隊達第122-295号）

この達は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年4月1日陸上自衛隊達第21-22-2号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年1月9日達第122-305号）

- 1 この達は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月15日達第122-315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

即応予備自衛官継続任用志願者名簿
(人教定第10号)

番号	階級	氏名	性別	年齢	職種	特技職 名称	前回任用 年月日	継続 任用 回数	訓練招 集日数	防衛招集 等区分及 び年月日	個別評語		全体 評語	健康 状態	指定部隊の長 の意見等
											訓練	服務			

- 備考：1 この名簿は、即応予備自衛官に任用した1箇月ごとに作成し、現指定階級の順に記入する。
 2 年齢欄は、任用期間の満了する日の翌日の年齢を記入する。
 3 訓練招集欄は、即応予備自衛官採用時又は継続任用時から起算し、分母には命令した合計日数（命令を取り消し又は変更した日数を除く）を、分子には出頭した合計日数を記入する。
 4 個別評語、全体評語は、別紙第7に基づき記入する。
 5 健康状態欄は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36-6号）別表第5の判定をA、B、C又はDの区分により記入する。
 6 指定部隊の長の意見等欄は、最も近い時期に実施した体力検定、射撃検定の等級（年月日）を記入するほか、特に意見がある場合に記入するものとする。

任 期 満 了 退 職 者 名 簿
(人教定第10号)

番号	階級	氏 名	生年月日	年齢	性別	職種	特技職		即応予備自衛官採用年月日	継続任用回数	勤 務 先	退職理由	備 考
							名称	番号					
////													
////													

- 備考：1 この名簿は、任期满了退職する即応予備自衛官を1箇月ごとに作成し、現指定階級の順に記入する。
 2 年齢欄は、任期满了日現在の年齢を記入する。
 3 勤務先欄は、勤務先の住所（町村名まで）及び名称を記入する。
 4 退職理由欄は、具体的な理由を記入する。

別紙第3（第13条関係）

発簡番号

発簡年月日

殿

方面總監

即応予備自衛官の採用について（通知）

標記について、下記の者を即応予備自衛官として採用したので通知する。

記

階級	ふりがな 男 氏 名 女 (改姓のときは 旧姓も併記)	認識 番号	採用 年月日	発令 番号	指定 部隊	自衛官等 離職 年月日	摘要

寸法：日本産業規格A4

備考：摘要欄は、採用通知書の送付を受けた部隊等の長が、採用された即応予備自衛官に係る人事記録を陸上幕僚長に送付した場合には「幕 年月日」と、勤務記録表抄本又は抜粋表を指定部隊に送付した場合には「指 年月日」と記入する。

退職後の連絡先申出書

年 月 日

所 属 (又は地本)	階 級	氏 名
退職後の住所	〒 住所 電話番号 携帯電話	
就職先の住所	就職先名 〒 住所 電話番号	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 本用紙は、退職後の住所の属する市区町村の区域を担当区域とする地方協力本部長に送付する。
 2 本情報は、個人情報として管理し、退職後の連絡及び募集業務等以外には使用しない。
 3 前項の使用目的に同意した上で、本人が直接記入するものとする。

別紙第5 (第19条関係)

発簡番号

発簡年月日

殿

指定部隊長

人事評価記録通報書

1 階級		氏名					男・女	採用年月日			
2 勤務成績											
年度	訓練成績						総合評価	服務態度	全体標語	出頭率	特記事項
	検 定										
	体力	射撃	格闘	救急法	スキー	逮捕術					
指定部隊長の所見											

備考：1 年度の古い順に記入する。

2 「訓練成績（総合評価）」、「服務態度」は、別紙第7を参照に記入する。

3 「全体評語」は、別紙第7に記載する直近の「四半期」の全体評語又は「年度」の全体評を記入する。

4 「出頭率」には、訓練招集命令を取り消した日数及び命令の変更により減じた日数は含めない。

5 「特記事項」欄は、命令を取り消し又は変更した日数、最終年度における残存訓練日数等を記入する。

6 「指定部隊の所見」は、即応予備自衛官の性格等参考となる事項を記入する。